

令和3年6月2日（水）

1 目 目

（議案上程審議、一部採決、委員会付託）

令和3年6月2日～6月10日

町議会定例会会議録

令和3年6月2日第3回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 高橋 正昭	第14番 石崎 幸寛

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 高橋 正昭	第14番 石崎 幸寛

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記(総務係長) 諏訪 満里
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	星野 光弘
企画課長	枝 博信	税務課長	海老原昌幸
住民課長	松本 勝彦	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	佐藤 史久	商工課長	田仲 進壽
都市建設課長	神山 雅行	建築課長	柴 光治
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	吉澤 佳子	生涯学習課長	星野 和弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 議会の委任による専決処分事項の報告について（町道に係る事故の和解に関する専決処分）
- 日程第4 報告第2号 令和2年度上三川町一般会計予算繰越明許費繰越計算報告について
- 日程第5 報告第3号 令和2年度上三川町下水道事業会計予算繰越計算報告について
- 日程第6 議案第32号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町税条例等の一部改正に関する専決処分）
- 日程第7 議案第33号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町都市計画税条例の一部改正に関する専決処分）
- 日程第8 議案第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第9 議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 議案第36号 上三川町税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第37号 上三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について
- 日程第12 議案第38号 上三川町体育協会から上三川町スポーツ協会への名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第39号 上三川町印鑑条例の一部改正について
- 日程第14 議案第40号 上三川町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第15 議案第41号 上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第42号 令和3年度上三川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第43号 工事請負契約の締結について（庁舎外壁・建具・屋上防水改修工事（2期工事））

午前10時00分 開議

○議長【石崎幸寛君】 皆さん、ご起立、願います。

(全員起立)

○議長【石崎幸寛君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【石崎幸寛君】 ご着席ください。

令和3年第3回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例制定などの重要議案が提出されます。議員各位には慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますようご期待いたします。また、議会運営につきましてもご協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和3年第3回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

ただいまの出席議員数は14人です。

○議長【石崎幸寛君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。小島議会事務局長。

○議会事務局長【小島賢一君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、提出されております議案のうち、議案第38号の一部がお手元の議案正誤表のとおりとなります。

次に、監査関係では、お手元に配付のとおり、例月現金出納検査結果が令和3年3月分から令和3年5月分までの3か月分、及び定例監査の結果が提出されております。

また、組合議会関係では、令和3年第1回石橋地区消防組合議会定例会審議結果及び令和3年第1回小山広域保健衛生組合議会定例会審議結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 諸般の報告内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。

日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、6番・志鳥勝則君、7番・海老原友子君を指名いたします。

○議長【石崎幸寛君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。10番・議会運営委員長、田村 稔君。

(10番・議会運営委員長 田村 稔君 登壇)

○10番・議会運営委員長【田村 稔君】 本日招集されました令和3年第3回町議会定例会の会期、運営につきまして議長より諮問され、5月11日及び5月24日に議会運営委員会を開き協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、報告3件、議案12件で、一般質問通告者については8人です。

会期につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する対応として、会期を短縮し、本日6月2日から6月10日までの9日間といたしました。

1日目の本日は、会期の決定後、議案の全てを上程し、議案第32号、議案第33号の専決処分の承認について及び第42号の補正予算については、委員会付託を省き、提案理由説明後、全体質疑、討論を行い、本日、採決をお願いいたします。

議案第34号、議案第35号については、人事案件のため、質疑、討論を省き、採決をお願いいたします。

議案第36号から議案第41号及び議案第43号については、提案理由説明後、全体質疑を行い、所管の委員会に付託し審査をお願いいたします。

なお、付託する委員会は、お手元の付託案件一覧表のとおりであります。

2日目は、一般質問をくじで決定した順により8人が行います。

3日目、4日目、5日目は休会といたします。

6日目及び7日目は午前9時より常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

8日目は休会としますが、常任委員長の報告書作成日としましたので、委員長は報告書の取りまとめをお願いいたします。

9日目を最終日として、各常任委員長より付託案件の審査結果報告を頂き、質疑、討論、採決を行い、全議案を議了したいと思っております。また、最終日には、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査に対し、採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から10日までの9日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10日までの9日間と決定いたしました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第3、報告第1号「議会の委任による専決処分事項の報告について(町道に係る事故の和解に関する専決処分)」から、日程第5、報告第3号「令和2年度上三川町下水道事業会計予算繰越計算報告について」までの3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました報告第1号から報告第3号までを一括説明いたします。

報告第1号「議会の委任による専決処分事項の報告」につきましては、令和2年7月10日午後1時14分頃、町道2-37号線（上三川町大字西汗1392番地1地先）の道路舗装の破損により、相手方自動車のタイヤ及びホイールを損傷させました町道の事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次に、報告第2号「令和2年度上三川町一般会計予算繰越明許費繰越計算書」につきましては、令和2年度一般会計予算のうち、繰越明許費として令和3年度に繰り越した経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

内容につきましては、第2款総務費では、第1項総務管理費、庁舎・設備維持修繕事業の繰越額が1億1,493万1,000円、財源は、国庫支出金167万2,000円、地方債7,570万円、一般財源3,755万9,000円でございます。

第3款民生費では、第1項社会福祉費、障がい福祉計画策定事業の繰越額が250万円、財源は全額一般財源でございます。

第4款衛生費では、第1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業の繰越額が335万2,000円、財源は全額国庫支出金でございます。

第6款農林水産業費では、第1項農業費、田んぼダム整備事業の繰越額が255万4,000円、財源は全額一般財源でございます。

第7款商工費では、第1項商工費、新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金の繰越額が300万円、財源は全額国庫支出金でございます。

第8款土木費では、第2項道路橋梁費、道路維持事業の繰越額が470万円、財源は、国庫支出金188万円、一般財源282万円でございます。同じく、第2項道路橋梁費、舗装新設事業の繰越額が128万円、財源は全額一般財源でございます。同じく、第2項道路橋梁費、道路整備事業の繰越額が2億2,919万4,000円、財源は、国庫支出金7,905万1,000円、地方債1億2,400万円、一般財源2,614万3,000円でございます。同じく、第2項道路橋梁費、多功・西浦側溝整備事業の繰越額が1,900万円、財源は全額一般財源でございます。第3項河川費、河川事業の繰越額が4,303万5,000円、財源は、地方債4,230万円、一般財源73万5,000円でございます。第4項都市計画費、公園維持管理事業の繰越額が8,992万4,000円、財源は、国庫支出金2,809万円、地方債3,780万円、一般財源2,403万4,000円です。同じく、第4項都市計画費、公園通り整備事業の繰越額が7,100万円、財源は国庫支出金3,740万円、地方債3,060万円、一般財源300万円でございます。

第10款教育費、第2項小学校費、大規模改修事業の繰越額が518万1,000円、財源は、国庫支出金504万9,000円、一般財源13万2,000円でございます。第3項中学校費、大規模改修事業の繰越額が597万2,000円、財源は、国庫支出金496万1,000円、一般財源101

万1,000円でございます。第5項保健体育費、富士山公園テニスコート改修事業の繰越額が4,254万5,000円、財源は、国庫支出金1,930万円、地方債1,930万円、一般財源394万5,000円でございます。

次に、報告第3号「令和2年度上三川町下水道事業会計予算繰越計算書」につきましては、令和2年度下水道事業会計予算のうち、令和3年度に繰り越した経費について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、最上段、第1款下水道事業支出では、第1項建設改良費、公共下水道事業の繰越額が3,967万9,000円、財源は、国庫補助金1,550万円、県負担金704万円、企業債1,540万円、損益勘定留保資金173万9,000円でございます。中段、同項特定環境保全公共下水道事業の繰越額が9,103万2,000円、財源は、国庫補助金3,115万5,000円、企業債6,970万円、損益勘定留保資金マイナス982万3,000円でございます。なお、損益勘定留保資金がマイナスとなるのは、令和2年度に当該事業に対し、一時的に資金が不足したことによるものでございます。

最下段、同項流域下水道建設費負担金の繰越額が497万5,241円、財源は、企業債490万円、損益勘定留保資金7万5,241円でございます。

以上で報告第1号から報告第3号までの説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたが、報告第1号から報告第3号につきましては、これをもって終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第6、議案第32号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町税条例等の一部改正に関する専決処分）」及び日程第7、議案第33号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町都市計画税条例の一部改正に関する専決処分）」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第32号及び議案第33号を一括説明いたします。

議案第32号「町長の専決処分事項の承認を求めること」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年4月1日から施行されたことに伴い、本町におきましても同様の措置を講じるため、条例の一部を改正することとし、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

主な改正内容は、個人町民税の扶養親族申告書の電子提出に係る規定の改正及び固定資産税の課税標準の特例項目の削除による条項の整理を行うものでございます。

次に、議案第33号「町長の専決処分事項の承認を求めること」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年4月1日から施行されたことに伴い、本町におきましても同様の措置を講じるため、条例の一部を改正することとし、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたも

のでございます。

主な改正内容は、地方税法において、都市計画税の課税標準の特例項目が追加及び削除されたことによる適用条項のずれを整理するものでございます。

以上で議案第32号及び議案第33号の説明を終わります。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質問はありませんか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 専決処分の中の都市計画税条例の一部を改正するとありますが、都市計画税をどのように変えてですね、どのような課税標準にするのか、具体的な説明をさせていただいていいですか。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。海老原税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

このたびの都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴いまして、施行が必要な部分について条例の改正を行ったものでございまして、主な内容につきましては、都市計画税条例で規定しております地方税法で、条文の法律適用条項ですね、地方税法から引用している条例について、地方税法の条例の番号というかそういったものが、法律の条項がずれたものですから、基本的な内容につきましては、そういったものが整理されて条例のほうを整理したということと、あとですね、土地の負担調整というのがございまして、それにつきましては、令和3年度から令和5年度まで、その間、据置年度におきましては、価格の下落修正を行う措置を含めて、現行の負担調整、3年間、平成30年から令和2年度まで3年間負担調整というのが行われていたんですが、それも、その後、令和3年度から令和5年度も同じような現行の負担調整、そういった措置も継続するといった、地方税法のほうで改正になりましたので、同じような負担調整を今後3年間も続けるという内容でございます。

またですね、令和3年度限りの限定した措置としまして、令和3年度につきましては、宅地等及び農地につきましては、令和3年度の課税標準を令和2年度の課税標準額と同額とすると、そういった内容でございます。令和3年度に限りましては、土地の評価というのは3年ごとに評価替えが行われるんですが、令和3年度限り、1年間限りにつきましては、評価替えによりまして、税額が増加する土地、そういったものがあれば、令和2年度課税標準額に据置きしますと、増加しませんと、そういった内容でございます。それが令和3年度限り、1年間だけにつきましては、負担が上がる場所は、そこは抑えましょうと、前年と同額としましょう、そういった内容でございます。それが今回の都市計画税条例の改正内容でございます。

以上で説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうするとね、都市計画税は目的税ですよ。この目的税の税収を上げるのか、下げるのか。具体的な話はね。これを今度どういうふうにも今度、目的を変えたり何かができないのかできるのかというのがありますから、今言ってる税法を変える、収入を上げるのか下げるのかというのは、大体どのような感覚で、上がるのですか、下がるのですか。ちょっとその辺のところを教えてください

か。改正によって上がるのか下がるのか。

○議長【石崎幸寛君】 海老原税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 ただいまの質問についてお答えいたします。

今回の改正につきましては、あくまでも地方税法の改正に伴うものでございまして、税率を上げるとか下げるとか、そういった改正ではございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、変える理由は何だったんですかね。よく分かりやすく説明して。なぜ国が変えて、変えたから地方も変えなきゃならない、行政も変えなきゃならないというのは理解できるんですね。それを変えることによってどうなるのかというところを具体的な、簡単な説明でいいです。どういうふうになるのかということの説明してくれますか、3回目なので。

○議長【石崎幸寛君】 海老原税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 ただいまの質問についてお答えいたします。

先ほどもお話ししましたとおり、今回の改正につきましては、あくまでも地方税法の改正に伴いまして改正するものでございまして、先ほど、最初の説明で申しましたが、今回、町の都市計画税条例の中で地方税法、そちらを適用している条文がございます。そちらにつきまして、地方税法のほうで削除あるいは条文がずれているんですね。今回の地方税法の改正におきましてずれが起きましたので、その適用をしているところを変えると。改正して、同じ条文を引っ張ってくるといった、その条項の整備をしている点が1つと、あとですね、先ほども申しましたが、土地の負担調整というのが、これまでも評価替えに伴いまして、都市計画税条例もですね、改正になってきましたけれども、その土地の負担調整につきましても同様に、これから、令和3年から令和5年度の間も同じように継続しましょうと、そういった内容でございます。

あとですね、令和3年度に限りましては、今回の3年に一度の土地の評価替えにおきまして、土地の評価というか税額が上がるところが、もしあれば、そこは前年と同じように据え置きましょうと。そういったものが令和3年度に限っては、1年間に限ってはそういった措置が今回適用になります。それを今回の都市計画税条例の改正におきまして改正したものでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 他に質疑はありませんか。3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 今のことでちょっとお伺いしたいんですけど、今年は据え置くということで、評価替えしないということなんですけれど、今、上がる場所は据え置くというお話だったと思うんですけど、実際、下がる場所というのも据え置くような形になるんですか。

○議長【石崎幸寛君】 海老原税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 ただいまの質問についてお答えいたします。

先ほどご説明したんですが、税額が上がる場所は、令和3年度に限っては据え置きます。ただし、下がる場所、評価替えにおきまして評価額が下がったり、それに伴って課税標準額が同様に下がりますが、下がる場所はもちろん下がるといった内容でございます。あくまでも、今回は上がる場所

は据え置きますというのが、令和3年度限り、1年間に限っての措置でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 他に質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず初めに議案第32号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町税条例等の一部改正に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第32号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第33号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町都市計画税条例の一部改正に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第33号は承認することに決定いたしました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第8、議案第34号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第34号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

本案件は、来る7月31日をもちまして、現固定資産評価審査委員会委員の高木康晴氏の任期が満了となります。つきましては、高木氏の後任に新たに渡辺誠司氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認め、これから議案第34号を採決いたします。

議案第34号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第34号は同意することに決定いたしました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第9、議案第35号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第35号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、ご説明いたします。

本案件は、人権擁護委員法の規定に基づき、法務大臣に対し、人権擁護委員候補者の推薦を行うため、議会の意見を伺うものでございます。現在、本町に置かれている6人の人権擁護委員のうち、平成30年10月に委嘱された北條久男氏が、本年9月30日をもって任期満了となります。同氏においては、この間、本町の人権相談、人権啓発活動等の各種活動にご尽力され、今後においても、その高い人格、識見等から、ご活躍いただけるものと期待することから、同氏を再推薦したく、議会の意見を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。議案第35号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、原案のとおり人権擁護委員候補者として適任であるとするに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第35号については、原案のとおり人権擁護委員候補者として適任であるとするに決定いたしました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第10、議案第36号「上三川町税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第36号「上三川町税条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本町におきましても同様の措置を講じるため、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、個人町民税の均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し及び固定資産税の課税標準の特例の追加を行うものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。なお、質疑の

後、本議案につきましては、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

また、以降の議案においても、委員会に付託する議案に係る質疑については、同様の取扱いをお願いいたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで質疑を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第11、議案第37号「上三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第37号「上三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、近年、町内において集積所に出された資源物の無断持ち去り事案が発生していることから、町が指定する者以外が持ち去ることの禁止及びそれに係る罰則を規定するため、本条例の全部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私、委員会は別なので、ちょっと2つほど聞きたいんですが、ごみステーションに出された資源というのは、そんなにたくさん持ち去られている事例があるのかということが1つと、私も、私の家の前がステーションなものですから、網を買って、捨てないようにして、テレビカメラをつけて監視するんですが、持ち去ることよりも、黙ってそこへ捨てていく人のほうがどうにも多いんですね。そういうことは取り締まれなくて、資源ごみだけを取り締まるというのは、ちょっと私は腑に落ちないので、出す日に出さない町民が一番悪いのであって、その日に出したものを持ち去るといのは言語道断であるとも思います。でも、マナーの悪さは、私どものところは、たった4軒しかないものですから、4軒のためにステーションを造ってるんですが、そこへ違うところから来て持ち去ったり置いていたりされることは、非常に大変な思いをして掃除したり掃いたりしなきゃならないということがあるんですね。そういうこともこのステーションでやったときの罰則にですね、一応看板をつけるなり何なりの方法をしていただかないと、片手落ちじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はどんなお考えでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 大山地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

持ち去りのことは、町民のほうの通報なんかで一応持ち去りというのがありまして、うちのほうでパトロールしております。実際に持ち去ったところは実際見てはいませんが、一応そういう車があった

ということで今回、罰則規定を設けたものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私は持ち去ることも言語道断だけでも、捨てていく人も言語道断だろうと言ってるわけね。だから、持ち去るほうことばかり言わないで、そこへ捨てて行って逃げていくほうも考えなきゃ駄目なんじゃないかと言って質問してるんです。その方策とか方法というのは考えてますか。

○議長【石崎幸寛君】 大山地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただいまの質問にお答えいたします。

無断で置いていくというものをどういうふうに罰するかということは、今のところ考えておりませんが、一応ごみステーションは地域のほうでやっていますので、できるだけそれにとということで考えているところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで質疑を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第12、議案第38号「上三川町体育協会から上三川町スポーツ協会への名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第38号「上三川町体育協会から上三川町スポーツ協会への名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、上三川町体育協会から上三川町スポーツ協会へ名称が変更されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第13、議案第39号「上三川町印鑑条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第39号「上三川町印鑑条例の一部改正につい

て」、ご説明いたします。

本案件は、令和3年7月末で廃止となる証明書自動交付機に係る規定を削除するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで質疑を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第14、議案第40号「上三川町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第40号「上三川町国民健康保険条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第15、議案第41号「上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第41号「上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、国が定める特定教育・保育施設等及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第16、議案第42号「令和3年度上三川町一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第42号「令和3年度上三川町一般会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策などの当面する課題に適切に対応するため、当初予算に見込むことができなかつたものを補正するものとし、今後の財政運営の安定性、健全性に配慮することとして編成したものでございます。

歳入予算につきましては、町税で、固定資産税及び都市計画税の増額補正を、地方特例交付金で、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の減額補正を、国庫支出金で、子育て世帯生活支援特別給付金、地方創生推進交付金及びマイナポイント事業費の増額補正を、県支出金で、街頭防犯カメラ設置費の増額補正を、繰入金で、財政調整基金繰入金の増額補正をいたします。

歳出予算につきましては、総務費で、マイナンバーカード普及啓発に係る事業費の増額補正を、民生費で、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費の増額補正を、教育費で、生涯学習・子育て支援複合施設整備の設計費等の増額補正をいたします。また、総務費、教育費において、ORIGAMIのまちおこしに係る事業費の増額補正を、民生費、農林水産業費、商工費、教育費において、それぞれ新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費の増額補正をいたします。さらに、継続費補正としまして、生涯学習・子育て支援複合施設整備事業の設計業務を追加いたします。

この結果、歳入歳出予算の総額に8,392万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を114億3,991万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 所管課長の説明を求めます。海老原税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 それでは、議案第42号「令和3年度上三川町一般会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

事項別明細書によりご説明いたします。補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

歳入についてご説明いたします。第1款町税、第2項固定資産税、1目固定資産税5億4,100万円の増でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少している中小事業者に対して、令和3年度に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準を軽減する特例措置におきまして、事業者からの申請が当初見込みより大幅に少なかったことによるものでございます。同じく第5項都市計画税、1目都市計画税2,700万の増でございますが、固定資産税と同様に、新

型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業者に対し、事業用家屋に係る課税標準を軽減する特例措置の申請が、当初見込みより大幅に少なかったことによるものでございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 枝企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 続きまして、第9款地方特例交付金、第2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金5億2,900万円の減額は、先ほど税務課長のほうから説明がありましたとおりですね、新型コロナウイルス感染症に係る減免申請が当初の見込みより少ないため、税収が増えることにより減額するものでございます。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費補助金、補正額738万9,000円の増額は、1節総務管理費補助金で、地方創生推進交付金の補助採択によりまして330万円、マイナポイント事業費補助金で、同じく補助採択により408万9,000円を増額するものでございます。2目民生費補助金、補正額3,021万円の増額は、2節児童福祉費補助金で、国で今般決定されました子育て世帯生活支援特別給付事業としまして、事業費2,835万円及び事務費としまして186万円を国からの補助としまして見込むものでございます。

第15款県支出金、第2項県補助金、7目教育費補助金、補正額120万円の増額は、4節保健体育費補助金で、いちご一会とちぎ国体における安全対策を図るためですね、栃木県の補助事業でございます栃木県警察街頭防犯カメラ設置補助金120万円を見込むものでございます。

第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額612万2,000円の増額は、補正予算の財源不足分としまして繰り入れるものでございます。

以上で歳入につきましての説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 星野総務課長。

○総務課長【星野光弘君】 続きまして、12ページ、13ページをお開きください。3の歳出についてご説明いたします。

まず初めに、第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費の補正につきましては、国の補助金採択による財源の組替えでございます。

○議長【石崎幸寛君】 枝企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 続きまして、7目企画費につきましてご説明いたします。補正額585万3,000円の増額につきましては、先ほど歳入で説明させていただきました国の補助金採択によりまして、7節報償費で、ORIGAMIのまち実行委員会委員謝礼等で30万5,000円の増額補正を、10節需用費で、今年度予定されております国体プレ大会ですね、そちらの会場での「ORIGAMIのまち かみのかわ」をPR、周知するためののぼり旗、懸垂幕、横断幕等の購入及び現在国で進めておりますマイナポイント普及啓発のための消耗品として376万7,000円の増額を、11節役員費で、折り紙の展示イベントでの折り紙募集に合わせ、その郵送料及びマイナポイント普及のためのチラシ等送付のための郵送料52万5,000円の増額補正を、12節委託料では、折り紙展示イベントでの参加記念品の製作及びふるさと納税の返礼品としまして、町のマスコットキャラクター「かみたん」を折り紙で折ることのできる折り紙の製作で、合わせまして125万6,000円の増額補正をお

願いするものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 大山地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 続きまして、8目公共交通費は、一般財源6万1,000円を減額し、6万1,000円を国庫支出金にすることによる財源の振替をするものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 松本住民課長。

○住民課長【松本勝彦君】 続きまして、第3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費につきましては、国の補助金採択に伴う財源内訳の補正でございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 浜野健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について説明させていただきます。8万7,000円の増額補正は、本郷地域福祉センター等、健康福祉課所管5つの施設のトイレ手洗い場等を、コロナ対策により、レバー蛇口に交換するための蛇口の費用となります。5目老人福祉費の4,000円に関しましては、一般財源から国庫支出金への財源振替になります。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 高橋子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 続きまして、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額3,258万9,000円の増につきましては、国の緊急支援策の決定に伴う低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る経費の他、放課後児童クラブにおける新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とする環境整備に係る経費を計上したものです。

まず、子育て世帯生活支援特別給付金に関しましては、1節報酬26万4,000円及び8節旅費1万5,000円は、一般事務補助員の雇用に対する給与及び通勤手当です。3節職員手当等31万6,000円は、事務処理に要する職員の時間外勤務手当を、10節需用費のうち修繕料を除く消耗品費及び印刷製本費と11節役務費11万7,000円は、事務処理に要する経費となっております。12節委託料は、システム改修費用として88万円を、18節負担金、補助及び交付金の2,835万円につきましては、対象児童1人当たり5万円を支給するものとして、567人分を計上いたします。

また、放課後児童クラブの感染症対策に関しましては、10節需用費のうち修繕料につきましては、水道蛇口のハンドル修繕に要する費用で、14節工事請負費228万2,000円及び17節備品購入費8万3,000円につきましては、感染症対策といたしまして、エアコン設置、網戸等の取付け、水道蛇口の増設などの環境整備を行う他、空気清浄機の購入を行うものでございます。

続きまして、3目子ども・子育て支援費、補正額105万7,000円につきましては、10節需用費で、各保育所等で使用するマスクや消毒液等の購入費用を計上するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 佐藤農政課長。

○農政課長【佐藤史久君】 続きまして、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費についてご説明いたします。

補正額142万8,000円の増額のうち、11節役務費6万1,000円及び14節工事請負費129万8,000円は、新型コロナウイルス対策として、いきいきプラザ農産物直売所に給排水設備を設置するための費用でございます。

ページをめくっていただき、14ページ、15ページをお開きください。17節備品購入費6万9,000円につきましては、新型コロナウイルス対策として、いきいきプラザ農産物直売所に設置いたします非接触型温度測定器を購入するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 田仲商工課長。

○商工課長【田仲進壽君】 続きまして、第7款商工費、第1項商工費、2目商工振興費、補正額950万円の増につきましては、18節負担金、補助及び交付金における歳出で、内訳としまして、まず負担金では、県が支出する新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金への町負担分として200万円を、補助金では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、いまだ地域経済活動は停滞傾向にあることから、より強力に消費を喚起し、売上げが伸び悩む町内商店を応援することを目的として、プレミアム商品券の発行数を増やすための500万円と、感染防止対策に取り組む飲食店を安心してご利用いただくため、県が実施しておりますとちまる安心認証、これを町内飲食店が取得するための経済的支援を目的とした補助金といたしまして250万円をそれぞれ増額補正するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 吉澤教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 続きまして、第10款教育費、1項教育総務費、3目教育研究所費につきましては、一般財源から国県支出金へ財源内訳を変更するものでございます。

次に、第2項小学校費、1目学校管理費308万7,000円の増額補正の内訳につきましては、10節需用費144万5,000円で、主なものは、新型コロナウイルス感染症対策として、消耗品費で、小学校内の手洗い場、トイレなどの蛇口のレバー式化を実施するための経費など135万5,000円、修繕料で9万円、1つ下、17節備品購入費では、飛沫防止透明パーテーションや空気清浄機などの購入経費116万5,000円を増額補正するものです。1段戻りまして、12節委託料の47万7,000円の増額補正につきましては、民間プール委託事業ということで、本郷北小学校のプールが使用できないため、民間のプールを活用し授業を実施するに当たり、指導員数を委託事業所の配置基準に合わせての増員、それから新型コロナウイルス感染症対策で、送迎用のバス内の密集を避けるためのバスの増便などの対応が新たに必要となったため、その経費を増額するものです。

次に、第3項中学校費、1目学校管理費93万5,000円の増額補正につきましては、10節需用費、消耗品費で、中学校内の蛇口のレバー式化を実施するための経費などを増額補正するものです。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 星野生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野和弘君】 続きまして、第4項社会教育費、1目社会教育総務費は2,470万円の増額でございます。7節補償費は30万円の増額で、生涯学習・子育て支援複合施設の整備検討委員会4回分を計上するものでございます。12節委託料は2,440万円の増額で、生涯学習・子育て支援複合施設の基本設計、実施設計のために計上するものでございます。

2目公民館費は45万円の増額でございます。7節報償費39万円の増額は、ORIGAMI普及員養成講座12回分の講師謝礼として計上するものでございます。10節需用費6万円の増額は、ORIGAMI普及員養成講座の材料代等でございます。

3目図書館費82万9,000円の増額は、14節工事請負費で、図書館来館者が利用いたします水道を自動にするために計上したものでございます。

5目文化振興費は103万円の増額でございます。10節需用費55万8,000円の増額は、吉澤章氏の作品の展示に必要なアクリルパーツ等や保存するためのケース等を計上するものでございます。17節備品購入費47万2,000円の増額は、折り紙作品の展示代を計上するものでございます。

16、17ページをお開き願います。第5項保健体育費、1目保健体育総務費237万6,000円の増額は、14節工事請負費で、いちご一会とちぎ国体開催に向けて、国体関連施設周辺及び国体関連施設に至る道路上に防犯カメラ6台を設置する費用を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 枝企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 それでは、ページのほうを戻っていただきまして、6ページをお開き願います。第2表、継続費補正でございます。第10款教育費、第4項社会教育費、生涯学習・子育て支援複合施設整備事業（設計業務）で、総額を6,988万3,000円、年割額を令和3年度が2,440万円、令和4年度が4,548万3,000円と定めるものでございます。

以上をもちまして、令和3年度上三川町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今説明を受けた2表の継続の補正ということで、社会教育費の中に、これ、もう生涯学習館を建てるんだというふうに決まってしまうと、その設計監理がこれだけ今年度と来年度でかかるという意味でしょうか。そうすると、このコロナのときにね、これだけの社会情勢が芳しくないときに、どうしてこんなことを考えて造ろうとする、その理由が私には分からないんですね。今コロナでプレミアム商品券を出す、それから税収がみんな困ってる。まだコロナも打ち終わってない。それなのにこんな膨大なお金を使ってですね、造るんだという趣旨が、ちょっと情勢を考えないんじゃないかというふうに思って、今このことに、補正に反対しようかなと思ってるんですが、情勢が今低迷して、こんな最大の原因で、このコロナがいつ終息するのか、企画課長はもう分かってらっしゃるんでしょうかね。これは10年ぐらいかかるんじゃないかという社会学の人もいますよね、情勢が安定するまでに。そのときにこんなことを、町民にこれ、何年も前に造るよと言ったことは私も把握して反対したんですが、このような中で、この情勢ということで、もう日産だってどこだって苦しくて苦しくて、どうにもならない状態のときに、じゃ、このお金は借財というのか、あれは誰が払うんですかね。少なく

とも今3歳か5歳の人が、町に住んでる人たちが払い続けるこれはお金じゃないかと思うんですよ。こんなことを企画する課長の頭が本当に信じられないんですが、どうですか。

○議長【石崎幸寛君】 ちょっと質問をもうちょいまとめてもらいたいんですけど、何を聞きたいのか。

○9番【勝山修輔君】 だから、こんな時期にこういうものを造るんだという姿勢を聞いてるんですよ。このコロナが終わって何十年かかるか分かんないって社会学の先生は言ってるわけですから、この生涯学習館を建ててですね、コロナ対策もできないのに誰が来るんですかと聞いてるんです。

○議長【石崎幸寛君】 和田副町長。

○副町長【和田裕二君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目のコロナ情勢との関係でございますけれども、前回の全員協議会の中でもご説明いたしましたとおりですね、大変コロナ禍の中でですね、財政状況が厳しい状況になるだろうということは十分予想されているところでありますけれども、中央公民館それから子育て支援センター、こういった建て替え、あるいは役場庁舎の大規模改修という、いずれにしても、先送りできない、待たなしの状態、速やかに対処しなければならない喫緊の課題というふうに認識をしております。厳しい財政状況を踏まえて、複合施設とすることで、コストをできる限り圧縮することとし、併せまして、活用可能な、国の補助、起債メニューを最大限活用して、早期に事業着手することが最善の選択と判断したところでございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それじゃ、ちょっとお尋ねしますが、誰が要望して、誰が困ってて、何のために建てるかというのの明確なところのお答えはあるのでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 和田副町長。

○副町長【和田裕二君】 この施設につきましては、議員ご案内のとおり、まず、中央公民館の建て替えにつきましては、何年来にわたりまして議論をされてきたところでございまして、平成26年には基本計画案が策定を提案をされたというような経過でございます。その後、計画については、財政状況等に懸念があることから見送ってきたところでございますけれども、片や、先ほど来申し上げましたとおり、もう既に中央公民館が築48年ですね、子育て支援センターも築50年ということで、今のまま、そう長い間使えるということではございません。といいますか、既に中央公民館につきましては、東日本大震災のときに大規模な被災を受けておりまして、4階が使えない状況、さらには、各階も非常に利用に支障が出ている状況でございますし、子育て支援センターにつきましても、今のままあれを使い続けるということはとてもできない状況でございますので、これらに加えて、さらに役場の改修という課題もございまして、こういった様々な課題をですね、一体的に総合的に解決する手法として、複合施設を整備するのがベストというふうに判断したところでございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 中央公民館に3密を計算して集まっちゃいけないということで、使用がしたくてもできない状態なのに、どなたが、老朽化してて今非常に困ってるという苦情はどこから出てくるんですか。私は、子育て支援センターが古い建物だということは十分承知してますよ。そこへ、保育所を

違うところへ造ったから、子育て支援センターを持ってきたんじゃないんですか。自分たちが民間委託する保育所を造るために、造って、行くところがないからあそこに持って来たという趣旨だと私は思うんですね。そうすると、コロナで集まっちゃいけないよと片方では言って、議会だって時間を短縮してやりましょうという時代にですね、公民館を、老朽化してるのは知ってますよ。その公民館がなけりゃ困るよという住民は今、何人ぐらいいます？ 大きなスパンで考えるというんなら、まだこれをやることは時期尚早だということでしょうね。いつ治るか、いつコロナが終わるか誰も分からないんですよ。計画だけありきじゃおかしいでしょう。これは借財も何もしないで、造ったあなた方が払うんですか。ここにいる町民が払うんですよ。あなたたちの一部の考え方でね、借金をごまんと置いてかれたら、いきいきプラザだけだってあっふあっふしてるんですよ。今税収がないのに、こんなことを考えること自体おかしいでしょう。

○議長【石崎幸寛君】 質問3回で終わりです。答弁はいいですか。答弁求めますか。

○9番【勝山修輔君】 求めてください、どういう趣旨なのか。

○議長【石崎幸寛君】 和田副町長。

○副町長【和田裕二君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

財源が厳しい状況にあるのは、重々承知をしております。ですので、先ほど冒頭もお話ししましたとおりですね、国の補助メニューでありますとか有効な起債メニュー、活用可能な起債メニュー、これを最大限活用してですね、一般財源をできる限り圧縮するという対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 他に質疑ありませんか。6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 今の勝山議員の質問、それを絡めながら、昨年の、1年前ですね、3月の議会では私が生涯学習センターの整備についてということでお話ししたしましたらば、町長の答弁では、建設計画につきましては、東日本大震災の復興、東京オリンピック・パラリンピック大会の開催に伴い、建設資材費や労務費等が高騰する中で建設を進めることは過剰な財政負担を招くおそれがある。そうしたことから、建築需要が落ち着く東京オリンピック・パラリンピック大会終了後を1つのめどに、財政状況や中央公民館の施設の考慮をしながら事業を進めるということで、1年の間に状況がかなり変わったんですかね、地震もないのにということを疑問として質問します。

また、次の答弁では、平成12年に中心拠点施設基本構想、13年に整備基本計画を策定、そして生涯学習センターについては、平成25年に建設検討委員会を設置、平成26年3月に生涯学習センター建設基本計画案が検討委員会のほうから示され、その後、財政状況の関係で、整備計画の一時凍結ということで現在に至ってますというのが1年前の答弁なんですけど、何か唐突な今回の計画で、何とも私には前回の答弁からは理解できないということ、この辺のところを説明してください。町長が答弁したことなので、町長に求めます。

○議長【石崎幸寛君】 和田副町長。

(「町長に言ってんだよ」の声あり)

○6番【志鳥勝則君】 町長にお願いします。町長が答弁をただしてるんですから。

○議長【石崎幸寛君】 静かにしてください。

和田副町長。

○副町長【和田裕二君】 代わりにお答えさせていただきます。

1点目のオリパラ終了を見込んでというようなお話を前回の答弁でしているということですが、ご案内のとおり、今年の7月にはオリンピック・パラリンピックが、このままでいけばですね、予定どおり開催されるのであろうと思いますけれども、それに伴う建築費の高騰というのは、既にそれに使われる建築費、建物等はですね、建築が終わっておりますので、さらに、仮にこの案件につきまして議決いただいて、作業を進めるということになりましたら、実際に建築の作業に着手できるのは令和5年度以降ということになりますので、その辺の高騰の状況はある程度鎮静化するのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 私が生涯学習センターの建設計画についてということで、去年の令和2年の3月議会で質問したときに、町長は1年前に、私が今言ったように、そういうことだからということだった。ところが、今回の令和3年度の当初予算にも基本計画、実施計画の予算が載っていない。そうした中で、今回の議案として提案された。何かちょっと計画に無理があるような気がして、私は先々のことを懸念されてならないので、このようなことを今質問してるんですけども、平成26年3月に生涯学習センター建設基本計画案が検討委員会から報告されたということですが、今回のこの建設の運びとなったことは、平成26年に報告をした検討委員会の人たちは既に話がしてあるんですか。今回の唐突なこの計画については、当時の建設検討委員会が町に報告した検討報告ということで内容を報告していますが、これが急遽こういうふうになりましたよということは既にお話はしてあるわけですよね。そこら辺のところですか。

○議長【石崎幸寛君】 当時の人に聞いたかということですか、当時の委員に。

○6番【志鳥勝則君】 いや、計画がこのようになったからというふうな説明はしてあるのかということ。

それと、今回も基本計画ということになってますけども、平成26年に建設基本計画案がということでもありますけども、平成26年に建設基本計画というのをつくってはあるのかなというふうな気がするんですけど、そうすると、26年の基本計画と今回の基本計画がダブルになって、無駄な部分があるんじゃないかということなんですけど、その辺どのような。

○議長【石崎幸寛君】 星野生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野和弘君】 まず1点目のご質問でございますが、今までの、前回のですね、検討委員の皆さんにそういった話をしているかということですが、今の時点では、そういった報告などは全員にはしてございません。

また、26年の基本計画、これはもちろんできてるわけですが、この26年度からもう既に数年たつてると。そして実際に建設を始めるに当たっても、今後2年かかってくる。そうすると、この26年から見ると、10年近くの歳月がたってしまうということで、26年につくったものにつき

ましては、たたき台としては活用していく必要があるかと思いますが、今後、新たな建物を造るに当たりましては、また新しく検討していかなければならないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 他にございませんか。

○9番【勝山修輔君】 議長、答弁をした人に答弁をしてくださいというのに、なぜ止めるんですか。

○議長【石崎幸寛君】 私の判断です、それは。後で議運か何かでやってください、この本会議じゃなくて。

他に質問ございませんか。3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 10、11ページで、第9款地方特例交付金ということで5億2,900万減額ということなんですけど、先ほどのお話だと減免申請が少なかったということだったんですけど、これは、まず町にある中小企業というか事業者さんが対象になるのかということと、それとあと、どれぐらいの件数というか、企業の数进行想定していた中で、これしかなかったんですという、そのまず数を教えていただいてもいいですか。

○議長【石崎幸寛君】 海老原税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、こちらの中小企業ということで、町内の事業者かというお話だったかと思うんですが、町に、例えば固定資産税であれば、事業用家屋及び償却資産が対象でございますが、そちら、町に所有していると。事業用家屋及び償却資産、ですから、町内に限っているわけではございません。もちろん町外の事業者さんでも町に事業用家屋及び償却資産等をお持ちであれば、そちらの中小事業者さんも対象になるということでございます。

またですね、もう1点のご質問の当初の見込みでございますが、町のほうでは、例えば固定資産税につきましては、事業用家屋そして償却資産、それぞれ数という形ではちょっと算出は、中小事業者というくくりで固定資産のほうを管理しているわけではございませんので、税額ベースで考えて見込んでございます。基本的には税額ベースで、例えば大企業分を除いて、そこからはじいてという形で、細かく言えばそういった形で出したんですが、おおよその見込みですね、総数でいえば、事業用家屋、正確な数という形では出してはいないんですが、中小事業者を、事業用家屋としては約、対象としては2,000棟ですね。当初見込みでは2,000棟を見込んでおりましたが、実際、申請が上がってきたのは57件、124棟でございました。またですね、償却資産、こちらにつきましては、課税対象となる中小事業者さんが約380弱ですかね、ぐらいを当初は見込んでおりましたが、実際上がったのが50件という形でございました。また、都市計画税につきましては、総数としては約、中小事業者を1,000棟、事業用家屋1,000棟を当初予算では見込んでございましたが、実際は事業用家屋が36件で83棟という内容でございました。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、当初の見込みよりもかなり少ないんじゃないのかなと思うんですけど、これってどういうふうにそういった事業者さんに周知というか、されていはいるんですかね。

例えば直接通知を出すとか、あくまでも町のホームページ上に載っていて、それを見て申請をするという形を取っているのか、こういった形でその事業者さんにこういった制度というか、そういったものを周知しているのか教えてもらってもいいですか。

○議長【石崎幸寛君】 海老原税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

こちらの周知につきましては、こちらの制度自体、国の緊急経済対策として国のほうで制度化されたものでございますが、国の政策として、もちろん新聞やテレビ等で報道もされましたけれども、町では5月に臨時議会です、こちらの政策に基づきまして条例のほうを改正しております、その後です、改正後です、町の商工会を通じて、中小事業者の皆さんへの周知を依頼してございます。またです、ホームページでの掲載はもちろんです、6月号での広報時に配布しております新型コロナウイルス対策の支援策、そちらへの掲載、さらにはです、償却資産申告書を郵送する際にです、特例措置に係るチラシを同封するなど、周知を図ってきたところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私は今、生涯学習館の建設の基本的設計に対する予算の執行に対して、反対をしたいと思います。

なぜ反対するかという理由は、まず第1に、私が、学習館を造るといった策定委員会というかその検討委員会の人、3名ほどに、このことで何か町から連絡がありましたかと言ったら、何もなかったということでした。あえて名前を言えといえば言いますが、その方がまた不利益になることがあるので、差し控えたいと思います。それで、もしあったらどうしますかということを知ったら、今この時期に、あれと同じことを聞かれたら、私は賛成のほうには回らないですと云われました。

それで私は、どうしてこんなことを急に思い立ったようにやるのかということで、元の方のところに行って相談をしてみたところ、やっぱりもうそろそろやめるので箱物が要るんだろうというようなことを云われました。この検討委員会の人すらも分からないということをあえて執行部がやるということが、私はちょっと時代感覚がずれてるんじゃないかというふうに思われます。

よって、生涯学習館をどうしても今の行政が建てたいというならば、私は反対同盟でも何でもつくって、町民に深く知っていただきたいと思っております。よって、この執行は大反対でございます。

○議長【石崎幸寛君】 次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成者の討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 他に討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第42号「令和3年度上三川町一般会計補正予算（第2号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第17、議案第43号「工事請負契約の締結について（庁舎外壁・建具・屋上防水改修工事（2期工事）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第43号「工事請負契約の締結について」、ご説明いたします。

本案件は、上三川町しらさぎ一丁目1番地の庁舎外壁・建具・屋上防水改修工事を実施するための工事請負契約で、地方自治法及び町条例の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約に当たりますので、上程するものでございます。

契約の内容は、契約金額1億6,379万円で、契約の相手方は「鈴木屋・東部特定建設工事共同企業体」でございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。会議規則第46条第1項の規定により、常任委員会に付託しました議案第36号から議案第41号及び議案第43号については、6月8日までに審査を終了するよう、期限を付けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、議案第36号から議案第41号及び議案第43号については、6月8日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

○議長【石崎幸寛君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日3日は午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午前11時32分散会